

保育所利用案内



上板町立 さくら保育所

〒771-1330
徳島県板野郡上板町西分字日吉前20-1
TEL088(694)8180
FAX088(694)8182

保育所とは

保育所は、「保護者が働いている」「保護者が病気の状態にある」「病人の看護している」など、いろいろな事情のためにお子さんを家庭で保育することが困難なときに、保護者に代わってお子さんの健全な心身の発達を図ることを目的に（養護と教育）を行う施設です。

★「下の子の保育に手がかかる」「友達がいないから」「集団生活を経験させたい」などの理由で入所することはできません。

支給認定について

※認定区分

認定は3つの認定区分に分けられます。

1号認定 教育標準時間認定

満3歳以上で、幼稚園へ入園希望する場合

2号認定 保育認定（保育標準時間・保育短時間）

満3歳以上で「保育を必要とする事由」に該当し、保育所で保育を希望する場合

3号認定 保育認定（保育標準時間・保育短時間）

満3歳未満で「保育を必要とする事由」に該当し、保育所で保育を希望する場合

入所受付について

受付は、11月中旬に行います。

- ・年度途中での入所を希望される方も、この期間中に申込みをしてください。
(定員に余裕がある場合に限り入所できます。)

保育所へ入所できる児童

入所の前日には上板町に住民登録され、世帯を有する家庭の児童で、保護者のいずれもが次の保育を必要とする事由に該当すること。

- ① 就労（フルタイム・パートタイム・夜間・居宅内労働など、基本的にすべての労働を含む）
- ② 妊娠・出産（産前産後8週のみ利用可能）
- ③ 保護者の疾病・障がい
- ④ 同居または長期入院等している親族の介護・看護
- ⑤ 災害復旧
- ⑥ 求職活動（3か月以内）
- ⑦ 就学（職業訓練校等における職業訓練を含む）
- ⑧ 虐待やDVのおそれがあること
- ⑨ 育児休業（継続利用が必要である場合。新規申込の児童は該当しません。）
- ⑩ その他、上記に類する状態として町が認める場合

保育の必要量（就労を事由とする場合、次のいずれかに区分されます。

就労証明書に記載されている勤務時間と通勤時間を考慮して判断させていただきます。

保育標準時間 (最長11時間)	フルタイム就労を想定した利用時間 保護者が1か月あたり120時間以上働いていることが条件となります。
保育短時間 (最長8時間)	パートタイム就労を想定した利用時間 保護者が1か月あたり48時間以上120時間未満働いていることが条件となります。

年度途中の入所について

さくら保育所では、定員超過や保育士不足により途中入所の受け入れが厳しくなっています。年度途中であっても、定員に余裕がある場合に限り、入所できます。

【育児休業復帰に伴う申込みについて … 0歳児・1歳児・2歳児】

育児休業を終え、年度途中で仕事に復帰する場合は、育児休業からの復職日が20日までであれば前月の1日、21日以降であれば当月の1日から就労での利用申込み可能ですが、受け入れ体制の関係で入所を待っていただく場合があります。また、利用開始月の変更について希望に添えないことがありますのでご了承ください。

※途中入所希望の方は、申請書を提出した時点では入所が決定していません。入所予定の前月に入所が決定した場合に限り、保育所より連絡をさせていただきます。

育児休業中の保育について

在所児以外の子（第2子以降）の育児休業中は、ご家庭での保育が可能ですので、原則として保育所の入所手続きはできません。

ただし、次のような場合には、総合的に事情を勘案したうえで、入所継続を認めることができるものとします。

（1）保護者の諸事情による場合

母親の産後の状態、出産した同居家族の健康状態（傷害・疾病等）や生まれた子どもの健康状態がよくないなどの事情を勘案し、保護者からの入所用件の変更により、継続入所を認めることがあります。

（2）児童福祉の観点による場合

保護者の育児休業開始において、次年度の幼稚園入園を迎えている児童（3歳児）については、育児休業中の入所継続を認めます。

入所児童の対象年齢

0歳児（生後6か月を経過した日の翌日）～ 3歳児まで
※4歳児・5歳児は幼稚園になります。

保育時間（保育所開所時間）について

通常保育	平日	午前7時15分から午後6時15分まで
	土曜日	午前7時30分から午後5時まで
延長保育	平日	午後6時15分から午後7時まで（有料）

利用者負担額（保育料）について

- ・3歳児（4月1日時点年齢）の保育料は無償です。
- ・0歳児～2歳児の保育料の算定について

平成30年より子育て世帯の経済的負担軽減のため、上板町独自で保育料半額助成（所得制限なし）を行っておりますが、令和7年9月より徳島県の保育料助成事業の補助対象が、現行の第3子以降から第1子以降へと拡充され、世帯年収約640万円未満の世帯については、保育料が無償となりました。所得階層区分によっては、無償化の対象外となる方もいますが、町独自の半額助成は適用されます。

※保育料は、保護者（父母等）の市町村民税所得割額の合算により決定します。ただし、生計中心者が祖父母の場合（税の扶養にしている場合）は、祖父母等の税額で決定することもあります。

※4月～8月の保育料（前年度の市町村民税額で算定します。）

※9月～3月の保育料（現年度の市町村民税額で算定します。）

入所承諾書・支給認定証について

入所内定の時期（3月中旬）に入所承諾書と支給認定証の発行をしています。
支給認定証を受領された方は、無くさないようお願いいたします。

給食について

0・1・2歳児は完全給食です。
3歳児は、主食費1,000円、副食費2,000円の負担が必要です。
（副食費については、多子世帯・生活保護世帯・ひとり親世帯等は免除）

保健衛生について

保育所は医療機関でないため、治療・投薬行為は禁じられています。
感染症にかかった場合は**登所証明書**が必要です。
（登所証明書は保育所に備えています。）

年間行事



<p>4月</p> <p>入所式(新入児) クラス説明会 ならし保育(新入児) 家庭訪問(個人懇談)</p>	<p>5月</p> <p>内科検診 歯科検診 保護者会役員会 いも苗植え 尿検査</p>	<p>6月</p> <p>シャボン玉遊び 保育参観 保護者会総会 プールあそび</p>
<p>7月</p> <p>七夕まつり会 プールあそび</p>	<p>8月</p> <p>体操教室</p>	<p>9月</p> <p>保護者会役員会</p>
<p>10月</p> <p>運動会 いも掘り 内科検診 歯科検診 除草作業</p>	<p>11月</p> <p>防火教室 園外保育 遠足(3歳児) サッカー教室</p>	<p>12月</p> <p>クリスマス会 修了写真撮影</p>
<p>1月</p> <p>お正月あそび 交通安全教室</p>	<p>2月</p> <p>豆まき 表現会 保護者会役員会 保護者会総会</p>	<p>3月</p> <p>お別れ会 修了式(3歳児)</p>



地域子育て支援事業

上板町地域子育て支援センターでは、子育て中の皆さんの仲間づくりや、育児の相談などを行っています。近くにお子さまの遊び相手や遊び場がない方、おしゃべり相手がほしい方、子育てに不安を感じている方、遊びに来てみませんか。お気軽にご利用ください。利用は無料です。

事業内容

<支援センター室、運動ひろばの開放>

交流の場として、ご利用ください。

* 月曜日～金曜日 8時30分～17時（祝日は除く）

<さくらっこひろば>

楽しい遊びや手遊びなど、親子でふれ合える活動やイベント等があります。

* 毎週木曜日と第2・第4火曜日 9時30分～11時30分（祝日は除く）

* 対象年齢 満1歳以上～幼稚園入園まで

<子育てひろば>

情報交換や身体測定、絵本の読み語り等を行っています。

毎月、保健師・栄養士が育児・栄養相談も行っています。

* 毎週月曜日 10時～11時30分（祝日は除く）

* 対象年齢 生後4か月ごろ～満1歳くらいまで

<育児相談>

子育てでお困りのことやお悩みがありましたら、お気軽にご相談ください。

保育士と栄養士が相談を受けます。

* 月曜日～金曜日 8時30分～17時（祝日は除く）

<一時保育>

家庭で保育している方が、一日短時間就労、病気や家族の看護、リフレッシュされたい場合などに利用していただける事業です。（事前に登録が必要）

* 利用対象児 町内に住所を有する満1歳以上で他施設に入所・入園していない児童
（離乳がきちんと完了し、歩行がしっかりしている状態であること。）

* 利用時間 月曜日～金曜日 8時30分～17時（祝日は除く）

（1週間に3日程度、1か月12日まで）

* 利用料金 1日2,000円（半日1,000円）

詳しいことは、さくら保育所まで
ご連絡ください。

Tel694-8180